

個情第 249 号  
医政発 0301 第 41 号  
令和 4 年 3 月 1 日

一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会 会長 殿

個人情報保護委員会事務局長  
( 公 印 省 略 )  
厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイドンスの一部改正について (通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成 29 年 4 月 14 日付け個情第 534 号・医政発 0414 第 6 号・薬生発 0414 第 1 号・老発 0414 第 1 号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和 2 年法律第 44 号)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 3 年法律第 37 号)の一部が令和 4 年 4 月 1 日に施行することに伴い、ガイドンスの一部を改正し、別紙のとおり各都道府県知事宛てに通知しましたので、御了知いただくとともに、傘下会員に対する周知方よろしくお取り計らい願います。

個情第248号  
医政発0301第40号  
薬生発0301第22号  
老発0301第11号  
令和4年3月1日

各都道府県知事 殿

個人情報保護委員会事務局長  
(公印省略)  
厚生労働省医政局長  
(公印省略)  
厚生労働省医薬・生活衛生局長  
(公印省略)  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのための  
ガイドンスの一部改正について(通知)

医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いを支援するために、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドンス」(平成29年4月14日付け個情第534号・医政発0414第6号・薬生発0414第1号・老発0414第1号個人情報保護委員会事務局長・厚生労働省医政局長・医薬・生活衛生局長・老健局長通知別添。以下「ガイドンス」という。)を作成し、その周知を図っているところです。

今般、個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律(令和2年法律第44号。以下「令和2年改正法」という。)及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律(令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。)の一部が令和4年4月1日に施行することに伴い、ガイドンスの一部を下記のとおり改正しましたので、貴職におかれましては、貴管内の関係機関・関係団体等に対する周知等よろしくお取り計らい願います。

また、貴管内市区町村(指定都市、中核市、保健所設置市及び特別区等を含む。)に対しても、併せて周知願います。

## 記

### 1 ガイダンスの一部改正について

ガイダンスについて、別添1の新旧対照表のとおり一部改正を行い、別添2のとおりとすること。

### 2 改正の概要

令和2年改正法及び令和3年改正法を踏まえ、新設された制度の解説や用語の整理等、所要の改正を行うもの。

主な改正事項は以下のとおり。

<令和2年改正法関係>

- 仮名加工情報、漏えい等報告等について、事業者に求められる事項の解説等

<令和3年改正法関係>

- 医療分野・学術分野の規律を統一するため、国公立の病院、大学等には原則として民間の病院、大学等と同等の規律が適用されることとなることを踏まえたガイダンスの適用関係の明記
- 学術研究に係る適用除外規定について、一律の適用除外ではなく、義務ごとの例外規定として精緻化されることを踏まえた、学術研究に係る例外規定に関する解説の追記等

<その他>

- 下記の事務連絡等において示した内容の反映等
  - ・ 「新型コロナウイルス感染症に係る医療機関間での個人情報の共有の際の個人情報保護法の取扱いについて」(令和2年4月28日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
  - ・ 「地域医療情報連携ネットワークにおける同意取得方法の例について」(令和2年3月31日付け厚生労働省医政局総務課事務連絡)
  - ・ 「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関する「「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について」に関するQ&A」の更新(令和3年6月)

### 3 施行期日

令和4年4月1日











しなげばならない。(注5、参照)	しなげばならない。(注5、参照)
また、別項2に掲げる利用目的の範囲については、適正な意義又は特定の利用目的の限定を行うことができないと考えられる。ただし、変更された利用目的については、本人の同意又はあらかじめ定められた方法により通知し、同意を得なければならない。(注5、参照)	また、別項2に掲げる利用目的の範囲については、適正な意義又は特定の利用目的の限定を行うことができないと考えられる。ただし、変更された利用目的については、本人の同意又はあらかじめ定められた方法により通知し、同意を得なければならない。(注5、参照)
(12) 利用目的の特定 医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。	(12) 利用目的の特定 医療・介護関係事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。
①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)

「2」. 医療等一時的提供状況 前項において、個人データを第三者に提供する場合に、あらかじめ本人の同意を得ることとされている。一方、前項によっても、治療を受けることにより、本人が自己の病気等の改善を必要とする場合もある。医療等一時的提供状況については、「患者(受診者)への治療(診療)の提供に必要な範囲内(例)」「(注5、注6、注7)。また、あらかじめ本人の同意を得ないで、特定された目的以外に、当該目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。	
①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)

いかにしても、目的外利用は行わない。 また、適正な意義又は特定の利用目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を取り扱うことができない(注5、注6、注7)。	
「1」. 事前通知事項(注5、注6、注7)	
①集中して書く場合 (例)	
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	

・児童の事例については、関係機関との連絡調整 児童安全の向上のため、院内で発生した児童虐待事件に関する取組、地方自治体又は児童相談所等への情報提供のうち、児童相談所が求められる場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合	・児童の事例については、関係機関との連絡調整 児童安全の向上のため、院内で発生した児童虐待事件に関する取組、地方自治体又は児童相談所等への情報提供のうち、児童相談所が求められる場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合 ・児童相談所が児童虐待防止委員会を組織し、関係機関と連携して児童虐待の防止を図る場合
①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)

③. 利用目的の特定(注5、注6、注7)	①. 利用目的の特定(注5、注6、注7)
(利用目的の特定) 注5(注6、注7) 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。	(利用目的の特定) 注5(注6、注7) 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。
①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)

関係機関等との連携が進展する(注5、注6、注7) 本邦のニーズに対応する事業員の確保と技術の提供を必要とする。	
「1」. 本人の同意 「本人の同意」とは、本人の個人情報、個人情報を取扱うことによる当該個人情報の取扱いが本人の利益に資することであることを本人の理解が得られることに基づいて行われることとする。	
①集中して書く場合 (例)	
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	

①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)

①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)

①集中して書く場合 (例)	①集中して書く場合 (例)
②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	②人のため、自分又は関係者の利益のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)
③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)	③公衆衛生上又は児童の健全な育成の確保のために必要がある場合で、本人の同意を得ることが困難であるとき (例)























































- 2) 人（法人を含む。）の生命、身体又は財産といった具体的権利利益が侵害されるおそれがあり、これを回避するために個人データの提供が求められる場合、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第2号参照）
- 3) 公益の確保と個人の権利利益の保護との関係上合理的に必要と認められる場合、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合（第3号参照）
- 4) 国の機関が法令の定める事項を実施する上で、民間企業等の協力を必要とする場合において、協力する民間企業等が当該民間企業等に個人データを提供することによって、本人の同意を得ることが困難な場合に支障を及ぼすおそれがある場合（第4号参照）
- 5) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合において、当該個人データの提供が学術研究の促進の公益又は研究の促進のために必要と認められること（個人情報利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第5号参照）
- 6) 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合において、当該個人データを学術研究目的で提供する場合があること（当該個人データを提供することによって学術研究が促進されること、個人の情報利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に該当する。）（第6号参照）
- 7) 当該第三者が学術研究機関等である場合において、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱うことが必要と認められること（当該個人データを取り扱うことにより学術研究が促進されること、個人の情報利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（第7号参照）

③法第27条第5号に該当する場合（第9、(4)号参照）  
「第三者に提供しないものとする」とされていることに鑑み、記録媒体は適用されない。

- (1) 個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することによって当該個人データの取扱いに係る場合（法第27条第1項第1号参照）  
(例)

- ・ 総務省業務の委託その他の業務委託
- ・ 経営者の委託
- ・ 事業者等からの委託を受けて業務提供を行った場合に該当する、事業者等との委託業務の委託
- ・ 企業情報等の管理業務委託のうち、情報管理機能への提供利用

- 2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供された場合（法第27条第2項第2号参照）

- 3) 統制の目的等で行われて利用される個人データが当該個人データの提供を受ける場合において、その統制の下に利用される個人データの取扱い

許可して利用する目的範囲、利用する目的及び当該個人データの取扱いについて責任を負う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が同意した方法で公表していること（法第27条第3項第3号参照）

本人から行われて提供している情報  
医療・介護関係事業者が、医療・介護関係事業者が、本人に対する当該個人データの取扱いを目的とする場合、当該個人情報取扱事業者は「本人が行った」個人データの提供を受けるものである。

- したがって、この場合の第三者とは、記録媒体は適用されない。  
(例)  
医療機関が事業者等に提供する診療サービスのうち、  
・ 診療の診断、検査、治療、薬理、訪問看護サービス、介護サービス事業者等との連携  
・ 医療機関等からの個人への提供  
・ 業務の提供委託により、外部の事業者の提供・利用を受ける場合  
・ 業務委託先又は受託先からの個人への提供  
・ 医師情報管理サービスの提供、医療に関する専門家の提供、保険会社等への提供又は提供

本人と同一と判断される範囲にある者に提供する場合  
本人の代理人又は受託者、本人と同一と判断される範囲にある者に提供する場合、本人は同意とみなす。記録媒体は適用されない。  
(例)  
・ 家族等への提供利用

【法の規定により遵守すべき事項】

- (2) 記録媒体の提供  
① 記録媒体の提供  
② 記録媒体の提供  
③ 記録媒体の提供

- ① 記録媒体の提供  
医療・介護関係事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

- ② 記録媒体の提供  
医療・介護関係事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

記録の作成方法の別	保存期間
記録媒体の提供により作成された場合	原則として当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して1年を経過する日までである
一括して記録を作成する方法による記録を作成した場合	原則として当該記録に係る個人データの提供を行った日から起算して3年を経過する日までである
上記以外の場合	3年

1. 第三者提供を受ける側の確認等（法第30条）

法第30条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。ただし、当該個人データの提供を受けることが当該個人データの取扱いの目的に必要と認められるときは、この限りでない。

- 1 当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該第三者による当該個人データの取扱いの目的
- 3 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

1. 第三者提供を受ける側の確認等（法第30条）

法第30条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。ただし、当該個人データの提供を受けることが当該個人データの取扱いの目的に必要と認められるときは、この限りでない。

- 1 当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該第三者による当該個人データの取扱いの目的
- 3 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

1. 第三者提供を受ける側の確認等（法第30条）

法第30条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。ただし、当該個人データの提供を受けることが当該個人データの取扱いの目的に必要と認められるときは、この限りでない。

- 1 当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該第三者による当該個人データの取扱いの目的
- 3 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

1. 第三者提供を受ける側の確認等（法第30条）

法第30条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。ただし、当該個人データの提供を受けることが当該個人データの取扱いの目的に必要と認められるときは、この限りでない。

- 1 当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該第三者による当該個人データの取扱いの目的
- 3 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

1. 第三者提供を受ける側の確認等（法第30条）

法第30条 個人情報取扱事業者は、第三者から個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。ただし、当該個人データの提供を受けることが当該個人データの取扱いの目的に必要と認められるときは、この限りでない。

- 1 当該第三者の氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 2 当該第三者による当該個人データの取扱いの目的
- 3 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供を受けるに際しては、個人情報保護委員会が定める方法により、次に掲げる事項の確認を行うなければならない。

③ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。

④ 個人情報取扱事業者は、原則として、個人データの提供の提供、送付又は記録を作成しななければならない。





従って個人データ等の開示を拒否すべきときは、当該開示の実現し、手続資料を提出することができ、その際には事業者が自ら合理的であると認められる範囲内において、手続資料を適切な形で提供しない。

#### 【その他の事項】

- 医療・介護従事者等は、以下の点に留意すると、保有個人データの提供等の手続を定めることとする。
- 一部等の請求者の目的が正当なものであることが認められ、医療・介護従事者の目的が正当なものであることが認められ、開示等の請求を受けることとなる場合があることにより、開示等を拒否する理由の記載を要すること及び開示等を拒否する理由を要することとしないこととする。
- 開示等の請求者が本人（又はその代理人）であることを確認する。
- 開示等の請求者であった場合、主治医等の担当スタッフの意見を聴いた上で、誰かが個人データ等の開示を要する旨が等々決定し、これを開示の請求者に行うこととする。
- 保有個人データ等の開示に当たり、法第28条第2項第2号に該当する危険性がある場合には、開示の拒否について検討する旨に設置した検討委員会等において検討した上で、適切な開示の可否を決定することとする。
- 保有個人データ等の開示を行う場合には、日本の医療・介護サービス提供の水準等を考慮し、本人に過度な負担を課すものとならない開示で、自給、自給、方法を決定することとする。
- 代理人等、目的の達成等を行う必要から開示の請求等があった場合は、開示して被害・損害等本人に及ぼす個人データ等の開示を行う旨の通知を行う。開示の請求者等を行った後に開示して開示を行うものとする。
- 代理人等からの請求等があった場合は、①本人による具体的な開示を希望しない等の理由を基に拒否し、②開示等の請求が行われる当該開示を行う旨の通知に基づき開示を行う場合には、本人への開示に同意し、開示の請求を行った旨及び開示する保有個人データ等の開示について十分説明し、本人の同意を得ることにより代理人の請求の正当性、開示の範囲等について本人の承認を得たことと開示を行うものとする。

【法第28条に違反した人に関する運用方針】

- 法第28条に違反した人については、法第37条及び第38条の運用が除外され（法第38条第4項）、個人情報の取扱いについて取立行政官等による対応を行い、当該対応に関する記録（法第38条第4項）が適用される（法第123条第4項）。

#### 17. 個人情報の開示、権利の行使、苦情の対応（法第36条、第39条～第40条）

- 【開示の拒否】  
法第36条 個人情報取扱事業者は、第三十二条第三項、第三十三条第三項（従来の開示請求）において適用する請求を拒否し、第三十四条第三項又は前条第三項の規定により、本人から求められ、又は当該事業者が事業の遂行に必要として、その開示を拒否し、当該開示を拒否する旨の通知を当該請求者又はその代理人に通知する旨の通知を行う場合は、本人に対し、その理由を説明するよう努めなければならない。
- 【開示の請求】  
法第39条 本人は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三十六条又は第三十七条の規定による請求に係る開示を拒否しようとするときは、その請求の理由となるべき理由を説明し、その請求を撤回し、当該請求を取り下げ、その請求した日から二週間経過した日以後に行い、その請求を撤回することとする。ただし、当該請求の撤回とされるべき請求者が当該請求者本人と異なる場合は、この限りでない。
- ① 開示の請求は、その請求が適法であることである。開示したものとみなす。  
② 開示の請求は、第三十三条第一項、第三十四条第一項又は第三十五条第一項、第三十六条又は第三十七条の規定による請求に係る請求の撤回について適用する。
- 【個人情報取扱事業者による苦情の処理】  
苦情の発生 個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情の発生について迅速に苦情の発生を調査し、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

#### 【法の規定により拒否すべき事項等】

- 医療・介護従事者等は、本人から求められた保有個人データ等の開示の拒否は、本人からの請求が正当な理由、正当な理由、正当な理由と認められ、その開示が本人の利益と異なる場合と認められる場合は、本人に対して、その理由を説明するよう努めなければならない。
- 医療・介護従事者等は、個人情報の取扱いに関する苦情の発生について迅速に苦情の発生を調査し、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

#### 【その他の事項】

- 医療・介護従事者等は、本人に対して開示を拒否する際は、文書により示すことを要する。その際は、苦情への対応を行う旨の通知についても併せて開示することとする。
- 医療・介護従事者等は、患者・利用者等からの苦情に対しては、適切な対応の取組を行うものとする。

置の上記医師等のスタッフ以外の職員による開示拒否に係る苦情の発生、患者・利用者等からの苦情の発生については、当該苦情の発生を調査し、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

【苦情の発生】  
個人情報の取扱いに関する苦情の発生については、迅速に苦情の発生を調査し、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

【法第28条に違反した人に関する運用方針】  
法第28条に違反した人については、法第37条及び第38条の運用が除外され（法第38条第4項）、個人情報の取扱いについて取立行政官等による対応を行い、当該対応に関する記録（法第38条第4項）が適用される（法第123条第4項）。

#### V. ガイドラインの具現化等

1. 必要と認められる場合は、個人情報の取扱いに関する考え方は、社会情勢や医療の発展の変化に対応して変化していくものと見られる。このため、法及び本ガイドラインや「診療情報の提供等に関する指針」の趣旨に即応する考え方が、本ガイドラインについても必要と認められる場合があるものとする。
2. 本ガイドラインを補完する事業計画の作成・公開  
個人情報取扱事業者は、法第28条第2項第2号に規定する個人情報の保護を確保し、医療・介護従事者等が行う開示の拒否が認められるよう、本ガイドラインを補完する事業計画を作成し、個人情報保護委員会及び患者啓発センター等に開示して公表する。
3. 「医療・介護従事者等に対する個人情報の取扱いのガイドライン」に関する取組  
個人情報取扱事業者は、個人情報の取扱いのガイドラインに関する取組を推進するものとする。

#### 表1 医療・介護従事者等に対する医療・介護従事者等に対する開示が拒否された場合の対応

- 1. 開示の拒否（医師等による拒否）
  - 医師・診療員
    - 診療録（法第24条第2項、法第25条第2項）
    - 処方箋（法第26条第2項、法第27条第2項）
    - 検査結果（法第28条第2項）
    - 診断書（法第29条第2項）
    - 処方箋（法第30条第2項）
    - 検査結果（法第31条第2項）
    - 診断書（法第32条第2項）
    - 診療録（法第33条第2項）
    - 処方箋（法第34条第2項）
    - 検査結果（法第35条第2項）
    - 診断書（法第36条第2項）
    - 診療録（法第37条第2項）
    - 処方箋（法第38条第2項）
    - 検査結果（法第39条第2項）
    - 診断書（法第40条第2項）
    - 診療録（法第41条第2項）
    - 処方箋（法第42条第2項）
    - 検査結果（法第43条第2項）
    - 診断書（法第44条第2項）
    - 診療録（法第45条第2項）
    - 処方箋（法第46条第2項）
    - 検査結果（法第47条第2項）
    - 診断書（法第48条第2項）
    - 診療録（法第49条第2項）
    - 処方箋（法第50条第2項）
    - 検査結果（法第51条第2項）
    - 診断書（法第52条第2項）
    - 診療録（法第53条第2項）
    - 処方箋（法第54条第2項）
    - 検査結果（法第55条第2項）
    - 診断書（法第56条第2項）
    - 診療録（法第57条第2項）
    - 処方箋（法第58条第2項）
    - 検査結果（法第59条第2項）
    - 診断書（法第60条第2項）
    - 診療録（法第61条第2項）
    - 処方箋（法第62条第2項）
    - 検査結果（法第63条第2項）
    - 診断書（法第64条第2項）
    - 診療録（法第65条第2項）
    - 処方箋（法第66条第2項）
    - 検査結果（法第67条第2項）
    - 診断書（法第68条第2項）
    - 診療録（法第69条第2項）
    - 処方箋（法第70条第2項）
    - 検査結果（法第71条第2項）
    - 診断書（法第72条第2項）
    - 診療録（法第73条第2項）
    - 処方箋（法第74条第2項）
    - 検査結果（法第75条第2項）
    - 診断書（法第76条第2項）
    - 診療録（法第77条第2項）
    - 処方箋（法第78条第2項）
    - 検査結果（法第79条第2項）
    - 診断書（法第80条第2項）
    - 診療録（法第81条第2項）
    - 処方箋（法第82条第2項）
    - 検査結果（法第83条第2項）
    - 診断書（法第84条第2項）
    - 診療録（法第85条第2項）
    - 処方箋（法第86条第2項）
    - 検査結果（法第87条第2項）
    - 診断書（法第88条第2項）
    - 診療録（法第89条第2項）
    - 処方箋（法第90条第2項）
    - 検査結果（法第91条第2項）
    - 診断書（法第92条第2項）
    - 診療録（法第93条第2項）
    - 処方箋（法第94条第2項）
    - 検査結果（法第95条第2項）
    - 診断書（法第96条第2項）
    - 診療録（法第97条第2項）
    - 処方箋（法第98条第2項）
    - 検査結果（法第99条第2項）
    - 診断書（法第100条第2項）
- 2. 診療録（法第24条第2項）
- 3. 処方箋（法第26条第2項）
- 4. 検査結果（法第28条第2項）
- 5. 診断書（法第29条第2項）

#### 6. 個人情報

- 1. 個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。
- 2. 個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。
- 3. 個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

#### 表2 医療・介護従事者等による個人情報の取扱いに関する運用方針

- 【医療従事者の取扱い】  
医療従事者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。
- 【上記以外の取扱い】  
個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

#### 【個人情報取扱事業者の取扱い】

- 個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。
- 個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。
- 個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。

個人情報取扱事業者等が保有する個人情報は、個人情報取扱事業者等の業務の遂行、医療・介護従事者等の業務の遂行、患者・利用者等からの苦情の発生、個人情報の取扱いの改善を図るために必要となる開示の請求に努めなければならない。



